

浜田市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市条例第 15 号

浜田市税条例の一部を改正する条例

浜田市税条例（平成 17 年浜田市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 19 条中「、第 81 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 33 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 34 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年

年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)を有する者

第 36 条の 3 の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第 63 条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては 20 万円」を削り、「150 万円」を「180 万円」に改める。

第 80 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 80 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽

自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 81 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 81 条第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 81 条の 2 から第 81 条の 9 までを削る。

第 81 条の 10（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第 81 条の 2 とする。

第 81 条の 11（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第 81 条の 3 とする。

第 82 条（見出しを含む。）、第 83 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項並びに第 85 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 87 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改める。

第 88 条の見出し並びに第 89 条の見出し及び同条第 1 項から第 3 項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 90 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 91 条第 2 項中「若しくは第 81 条の 10 又は第 80 条第 3 項ただし書」を「若しくは第 81 条の 2 又は第 80 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 6 条中「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める。

附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 7 条の 3 の 2 に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に、「居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は」を「同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が」に、「令和 7 年」を「令和 12 年」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」

を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 7 条の 3 とする。

附則第 7 条の 4 中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「令和 9 年度」を「令和 12 年度」に改め、同条第 2 項中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

附則第 9 条の 2 中「附則第 7 条の 2 第 4 項」の次に「(法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 14 項」を「附則第 15 条第 13 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 21 項」を「附則第 15 条第 20 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 22 項第 1 号」を「附則第 15 条第 21 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 22 項第 2 号」を「附則第 15 条第 21 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 22 項第 3 号」を「附則第 15 条第 21 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 23 項第 1 号」を「附則第 15 条第 22 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 23 項第 2 号」を「附則第 15 条第 22 項第 2 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号イ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ロ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ハ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ニ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に、「7 分の 6」を「5 分の 3」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号イ」に、「4 分の 3」を「3 分の 2」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号ロ」に、「4 分の 3」を「3 分の 2」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 4 号」に改め、同条第 18 項から第 20 項までを削り、同条第 21 項中「附則第 15 条第 28 項」を「附則第 15 条第 27 項」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条第 22 項中「附則第 15 条第 32 項」を「附則第 15 条第 31 項」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 23 項中「附則第 15 条第 36 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 24 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同項を同条第 21 項と

し、同条第 25 項中「附則第 15 条第 40 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を同条第 22 項とし、同条第 26 項中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同項を同条第 23 項とし、同条中第 27 項を第 24 項とし、第 28 項を第 25 項とし、同条に次の 1 項を加える。

26 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 7 項中「附則第 12 条第 16 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 9 項第 4 号中「附則第 12 条第 23 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 25 項」に改め、同条第 10 項第 5 号及び第 12 項第 5 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 32 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 16 項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第 15 条の 2 から第 15 条の 6 までを削る。

附則第 16 条の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「法第 444 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」に、「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改め、「の種別割」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第 3 項中

「法第 446 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第 4 項を削る。

附則第 16 条の 2 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」を削り、「から第 4 項まで」を「又は第 3 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「の種別割」を削る。

附則第 16 条の 3 第 3 項第 2 号、第 16 条の 4 第 3 項第 2 号及び第 17 条第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改め、同条第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 18 条第 5 項第 2 号及び第 19 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 20 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに第 20 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 36 条の 2 第 1 項ただし書、第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 6 条の改正規定及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の改正規定（「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に改める部分及び「令和 7 年」を「令和 12 年」に改める部分に限る。）並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日
- (2) 第 63 条の改正規定及び附則第 3 条第 2 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (3) 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 9 条の 2 の改正規定及び附則第 17 条の 2 の改正規定（同条第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改める部分を除く。）並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の浜田市税条例（以下「新条例」という。）第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の浜田市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の浜田市税条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第 17 項の規定により

同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第 6 項に規定する認定住宅等(同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋(同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第 10 項に規定する認定住宅等(同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第 17 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 17 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 63 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 2 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。)附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する

改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（浜田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 5 条 浜田市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年浜田市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「の種別割」を削る。